

岩田駅周辺地区整備基本方針

平成24年3月
光市

第1章 基本方針の考え方

1 趣旨・目的	1
2 対象期間	1
3 上位計画等との関係	2

第2章 現状と課題

1 概況	3
2 人口	5
3 交通機関	8
4 20年後を見据えた課題	9

第3章 施策の基本的方向

1 基本的方向	1 1
2 施策の目標	1 2
3 施策の体系	1 3
4 まちの将来構造イメージ	1 4
5 施策の展開	1 5

第4章 基本方針の推進にあたって

1 地域住民の役割	2 2
2 国・県や民間活力との連携の強化	2 2
3 選択と集中の観点	2 2
4 基本方針の見直し	2 2

資料

1 岩田駅周辺整備市民検討会議	2 3
2 岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム	2 7

第1章 基本方針の考え方

1 趣旨・目的

岩田駅周辺地区は、行政機能や医療・福祉施設、スポーツ・コミュニティ施設、経済・交通・商業施設など、主要な都市機能の集積が進んだ地区として、「総合計画」においても、本市における都市拠点地区の一つとして位置付けています。

しかしながら、少子高齢化の進行による人口減少をはじめ、公共交通機関利用者の減少による交通結節点としての機能の後退、さらには景気の低迷や後継者問題に伴う空き店舗の増加などにより、地域の活力の低下が懸念されています。

こうした状況から、「総合計画」及び「都市計画マスタープラン」などの上位計画の趣旨や、「マニフェスト推進計画」における「岩田駅前を高齢者も歩いて暮らせるコンパクトシティ化」という本地区の整備に関する考え方を踏まえ、住民との協働により、本地区の総合的な整備に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるものです。

コンパクトシティとは、既存の都市機能を効率よく活用し、日常生活に必要な様々なサービスをコンパクトに集積しながら、住民生活の質の向上を図ることを目的とするものであり、ハード面の整備に加えて、住民の暮らしに直結するソフト施策の充実が求められます。このため、基本方針では、本地区の総合的な整備に関して、ハード・ソフトの両面から方向性を定めることとします。

なお、基本方針は、長期的な視点に立って基本的な方向性を示すものであり、個々の施策や事業における具体的な内容については、この方針に基づき、庁内関係部局等においてさらに検討を加え、可能なものから速やかに取組みを進めていくこととします。

2 対象期間

平成24年度（2012年度）を初年度とし、概ね20年後までを対象期間とします。

3 上位計画等との関係

基本方針は、「新市建設計画」の理念を継承する「総合計画」及び本市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」を上位計画とし、本地区の整備に関する個別計画として位置付けるとともに、「マニフェスト推進計画」に掲げる本地区の整備に関する考え方を具現化するために策定するものです。

第2章 現状と課題

1 概況

(1) 沿革

岩田地区は、明治22年の町村制施行にあたり、岩田村として独立村政を敷くこととなりました。明治から昭和初期にかけての人口は概ね1,400人前後で推移し、周辺の村に比べて少ない状況でしたが、昭和18年の4村合併による大和村発足を境に、人口は増加傾向へ転じました。

明治32年には、山陽鉄道岩田駅（現JR岩田駅）が開設され、その後、岩田郵便受取所（現岩田郵便局）や大和診療所（現大和総合病院）、大和村役場（現大和支所）などの都市機能が集積する市街地へと発展してきました。

昭和40年には、大和村が周南地区工業整備特別地域に指定され、周南工業地帯のベッドタウンとして人口が急増しましたが、昭和60年をピークに人口は減少傾向に転じています。

(2) 産業経済

平成17年の国勢調査によると、岩田地区における産業別就業者数は1,540人で、第1次産業が5.3%、第2次産業が33.6%、第3次産業が61.1%となっています。第1次産業はすべて農業、第2次産業は、建設業が28.0%、製造業が72.0%となっています。第3次産業は、卸売・小売業が28.0%、医療・福祉が22.7%、サービス業が21.3%を占めています。

平成19年の買物動向調査によると、大和地域の住民の飲食料品の購入先は、岩田・三輪地区が43.4%と高くなっています。一方で、衣料品や靴などの身の回り品、家具や電気器具など、その他の買物について、岩田・三輪地区で購入する割合は5~14%程度で、浅江・光井地区や柳井市・下松市などでの購入が多くなっています。また、外食で岩田・三輪地区を利用する割合は1.3%と低い状況です。

【主要年表】

年月	ことがら
明治 32(1899)年 6 月	山陽鉄道（現在は西日本旅客鉄道株式会社に継承）岩田駅の開設
明治 35(1902)年 11 月	岩田郵便受取所（現岩田郵便局）の開設
昭和 12(1937)年 3 月	岩田駅舎を改築
昭和 18(1943)年 11 月	岩田・三輪・塩田・東荷の 4 村が合併し、大和村となる
昭和 21(1946)年 7 月	大和診療所（現大和総合病院）を開設
昭和 40(1965)年 3 月	大和村が周南地区工業整備特別地域に指定される
昭和 41(1966)年 3 月	大和村役場（現大和支所）が完成、旧三輪村役場から移転
昭和 46(1971)年 1 月	町制を施行し、大和町となる
昭和 47(1972)年 6 月	大和町福社会館（現大和公民館）が完成
昭和 50(1975)年 10 月	大和病院を増築（現大和総合病院中央棟）
昭和 52(1977)年 7 月	大和町全域が都市計画区域に指定される
昭和 58(1983)年 4 月	大和町保健センター、リハビリ老人デイケアセンターが完成
平成 5(1993)年 12 月	大和町総合運動公園（現大和総合運動公園）、大和町スポーツセンター（現大和スポーツセンター）を供用開始
平成 11(1999)年 4 月	ナイスケアまほろばが完成
平成 16(2004)年 10 月	旧光市と大和町が合併し、光市となる

2 人口

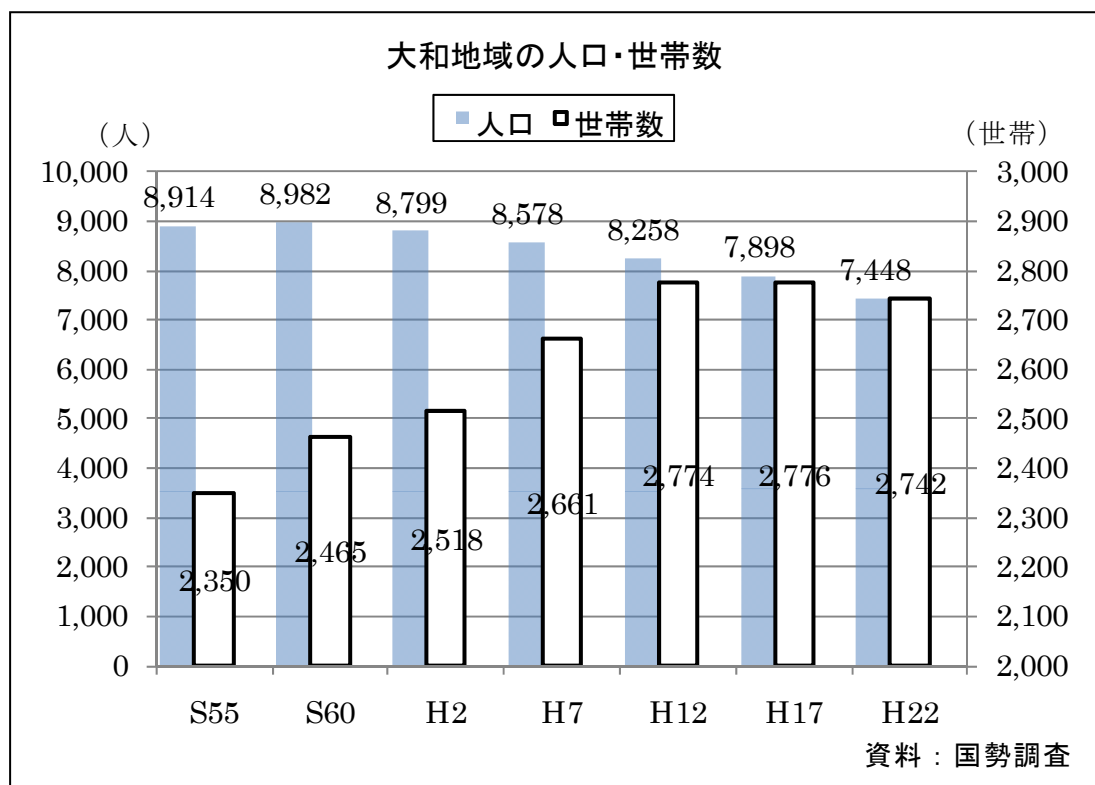
(1) 人口・世帯数の動向

平成22年の国勢調査における大和地域の人口は7,448人で、昭和60年の8,982人をピークに減少傾向にあり、昭和30年とほぼ同じ水準となっています。特に近年では、市全体に比べて3倍以上の高い人口減少率となっています。

また、大和地域の世帯数は2,742世帯で、平成12年までは増加傾向にありましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。

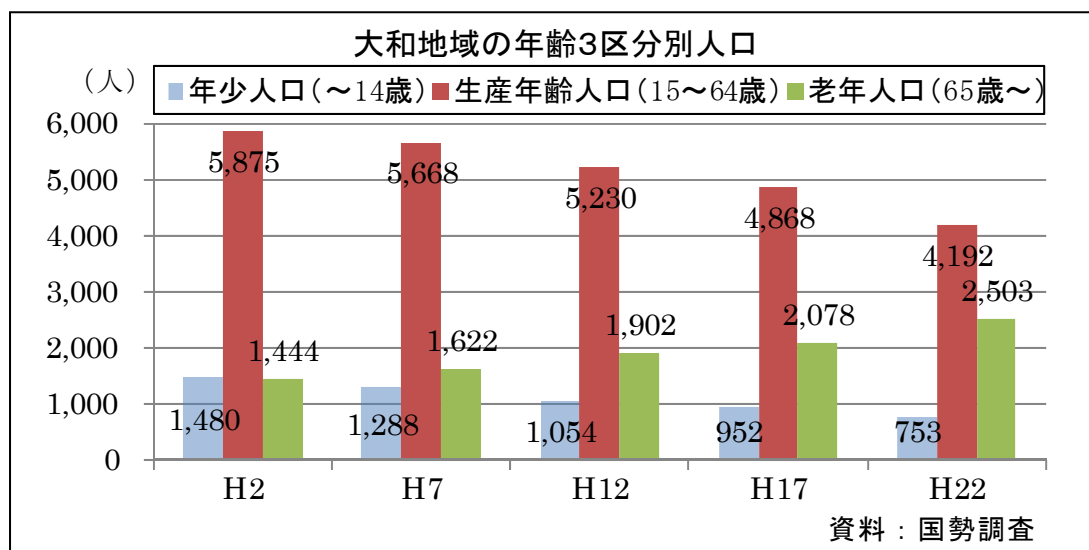
人口が減少する一方で世帯数が増加または横ばいとなる傾向は、全国的にも市全体にも見られます。

なお、平成23年3月末日の住民基本台帳における岩田地区の人口・世帯数は3,269人、1,301世帯で、この数年では、人口は年1～2%の微減傾向、世帯数は1,300世帯前後で横ばいとなっています。

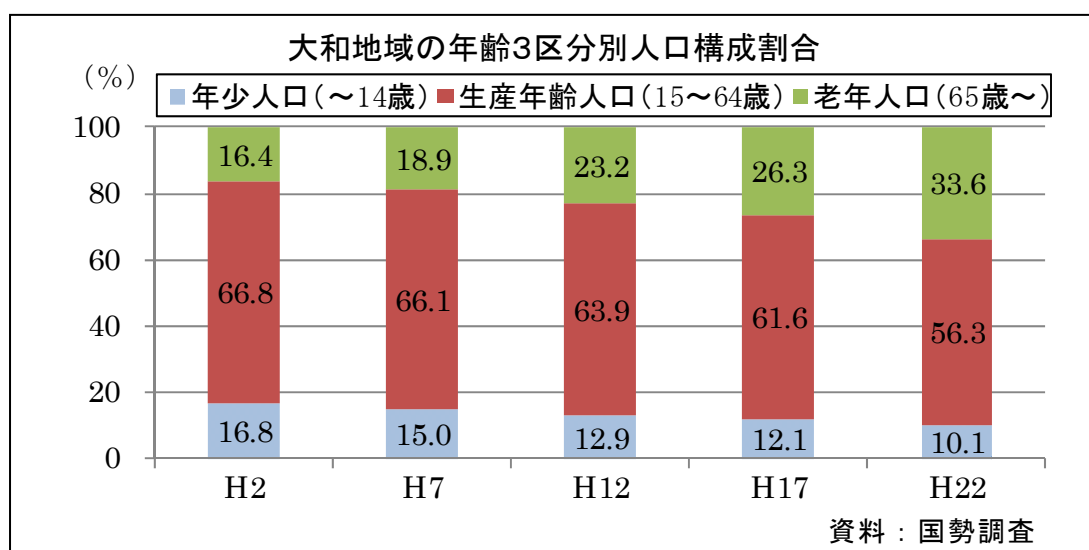


(2) 年齢別人口

大和地域の人口を年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向に、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。平成2年と平成22年を比べると、20年間で年少人口が約5割、生産年齢人口が約3割減少し、老年人口が約7割増加しています。

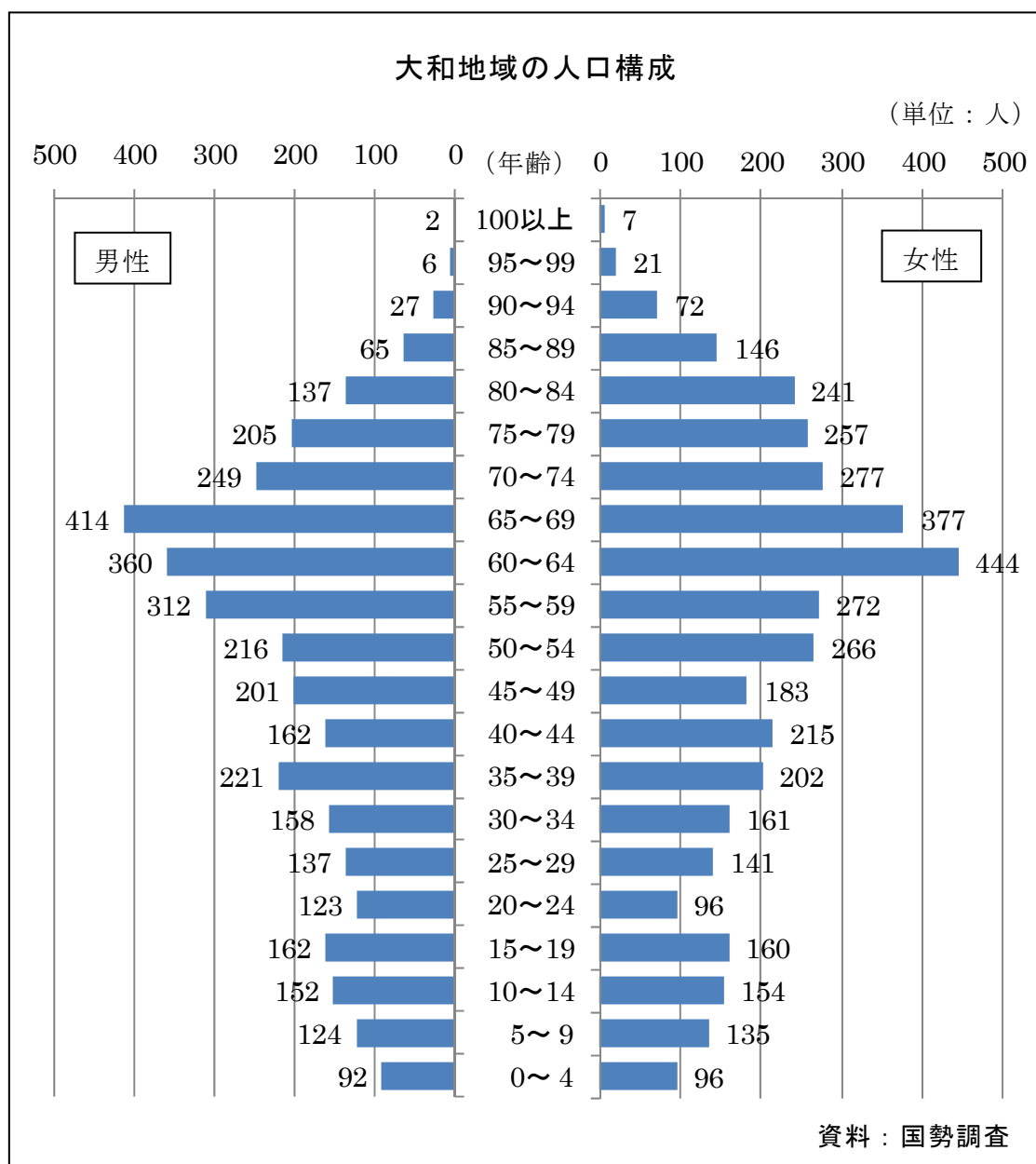


大和地域の年齢3区分別人口構成割合では、平成22年の老年人口割合は33.6%で、3人に1人が老年となっています。近年では、年少人口・生産年齢人口の減少割合と老年人口の増加割合が大きくなっており、少子高齢化の進行が顕著に表れています。



(3) 人口構成

平成22年の国勢調査による大和地域の年齢5歳階級別の人口構成では、男女ともに60～69歳の人口が他の年代に比べて非常に多い状況が見られます。また、70歳以上のすべての階級で、男性に比べて女性が多い状況が見られます。



3 交通機関

(1) 鉄道の利用状況

平成22年度のJR岩田駅の乗車人員は181,110人で、1日平均約500人となっており、光駅の1/4程度、島田駅とほぼ同水準の利用状況です。県内の山陽本線37駅の中では、少ない方から10位前後の利用状況となっています。

乗車人員の近年の推移をみると、増加している年度もありますが、全体的には減少傾向を示しています。

年度	乗車人員（人）	1日平均乗車人員（人）
平成15年度	201,184	550
平成16年度	194,553	533
平成17年度	190,739	523
平成18年度	184,521	506
平成19年度	187,146	511
平成20年度	189,177	518
平成21年度	181,920	498
平成22年度	181,110	496

出典：山口県統計年鑑

(2) 市営バスの利用状況

JR岩田駅周辺から光井地区や塩田・東荷地区を巡回する市営バスは、平成22年度で16,639人、1日平均約45人が利用しています。

年度	乗車人員（人）	1日平均乗車人員（人）
平成18年度	6,329	34.77
平成19年度	14,164	38.70
平成20年度	15,993	43.83
平成21年度	18,589	50.93
平成22年度	16,639	45.59

※平成18年10月、路線等の見直しを行い、新たに運行を開始しました。このため、平成18年度は、平成18年10月以降の利用状況を記載しています。

資料：商工観光課

4 20年後を見据えた課題

(1) 人口の減少

大和地域の人口は、昭和60年以降一貫して減少を続け、しかも人口減少率は年々拡大しています。中でも、平成22年の年少人口（0～14歳）は、平成2年に比べて半分の水準にまで低下しており、少子化は深刻な状況となっています。また、働き盛り・子育て世代と呼ばれる30～44歳の年代の人口割合が、市全体と比較すると特に少なくなっています。こうしたことから、地域全体の人口減少による地域活力の低下に加え、20年後の地域社会の中心を担う世代が少なく、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。

(2) 高齢者の増加

現在60歳台前半の団塊の世代が高齢化する時期に重なることと併せて、医療技術の進歩などにより個人の長寿化が進み、これから高齢者人口が加速度的に急増することが予測されています。そのため、医療・福祉・介護への量的なニーズが非常に高まるとともに、高齢者特有の課題に対応できる質的な充実が求められることとなります。

(3) 商業の衰退

人口の減少や高齢化の進行など、地域活力の低下による空き店舗の増加が、ますます地域活力を失わせるという悪循環に陥ることが懸念されます。また、郊外型大規模店舗の出店や通信販売等の発達などが進むことで、これらと競合する商店の撤退など、市街地における商業の衰退の深刻化が懸念されます。

(4) 交通弱者への対応

高齢化の進行により、自動車などの交通手段を持たない高齢者の急増が想定されます。このため、公共交通に対するニーズの量的な増加や質的な多様化に対応できる交通ネットワークの充実により、日常生活の移動手段となる公共交通を確保するとともに、日常生活に必要な都市機能をコンパクトな範囲に集積し、地域内で完結できる仕組みづくりを進めることが求められます。

(5) 公共施設や都市基盤等の老朽化

大和支所や大和公民館をはじめ、市営溝呂井住宅などの公共施設は、いずれも昭和40年代に建設されており、今後、老朽化が一段と進むことが懸念されます。また、本地区の市街地も同時期に形成されており、道路や上下水道などの都市基盤が一斉に老朽化する時期を迎え、自然災害などに対する防災力の低下が懸念されます。

第3章 施策の基本的方向

1 基本的方向

古くから、商業、行政等各種機能が集積し、様々な人が生活、活動、交流し文化や伝統を育んできた本地区は、生活圏がコンパクトにまとまった、住みやすく機能的な地区です。

社会経済情勢が大きく変化する中、こうした地域特性を活かし、人にやさしい環境整備を進めるため、「新市建設計画」の理念や「マニフェスト推進計画」等の趣旨を踏まえつつ、「総合計画後期基本計画」に基づき、基本方針の方向性を次のとおり定めます。

**『誰もが安心して住み続けられる、
快適で便利なまちづくり』**

2 施策の目標

基本的方向に基づき、概ね20年の間に取り組むべき施策の目標として、次の3つを掲げます。

目標1 誕生と長寿を支える安全・安心な「和み」のまちづくり

誰もが安心して健康に暮らせるまちとするため、人にやさしい安全な生活基盤を確保するとともに、地域で支えあいながら、子どもや高齢者を大切に思いやる温かい多世代共生社会を構築し、世代を超えた交流の中で、すべての人がやすらぎを実感しながら笑顔で生活を営むことができる「和み」のまちをつくります。

目標2 暮らしにやさしい便利な「輝き」のまちづくり

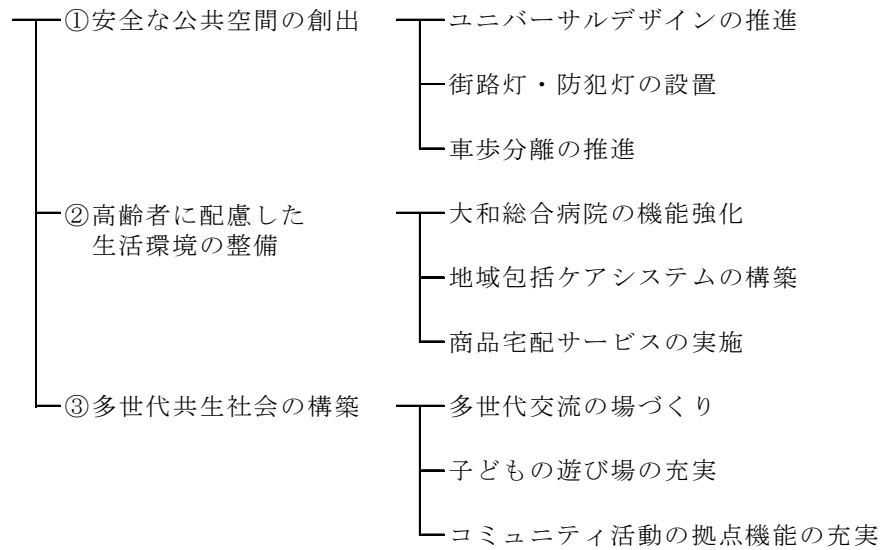
高齢者をはじめ、生活者にとって利便性の高い快適なまちとするため、生活に不可欠な都市機能の再編や再配置などについて検討を行うとともに、良好な住環境や交通環境を創出し、すべての人がやさしさを実感しながら明るい生活を営むことができる「輝き」のまちをつくります。

目標3 個性きらめく元気な「賑わい」のまちづくり

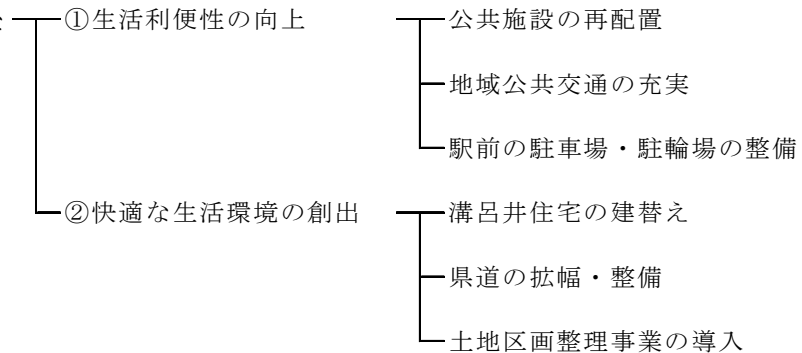
活力に満ちた持続可能なまちとするため、様々な資源を活用して地域産業や市民生活に新たな魅力を創出するとともに、地域が持つ個性や特色を活かした様々な交流活動を通じて、人々の五感に感動を与え、すべての人が元気と活気を実感しながら生活を営むことができる「賑わい」のまちをつくります。

3 施策の体系

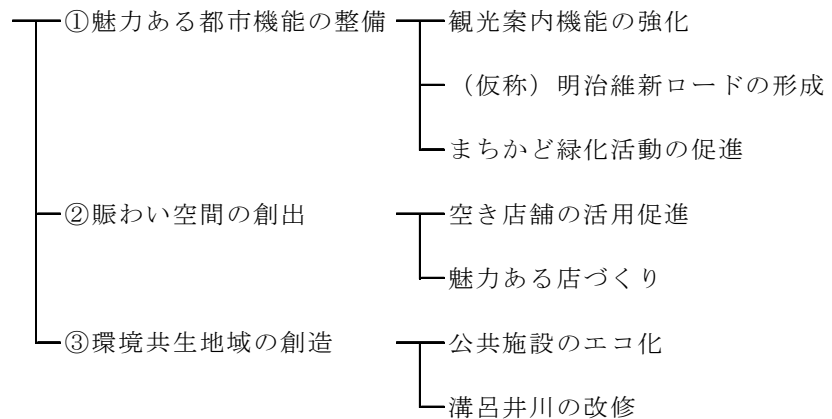
誕生と長寿を支える
安全・安心な
「和み」のまちづくり



暮らしにやさしい便利な
「輝き」のまちづくり



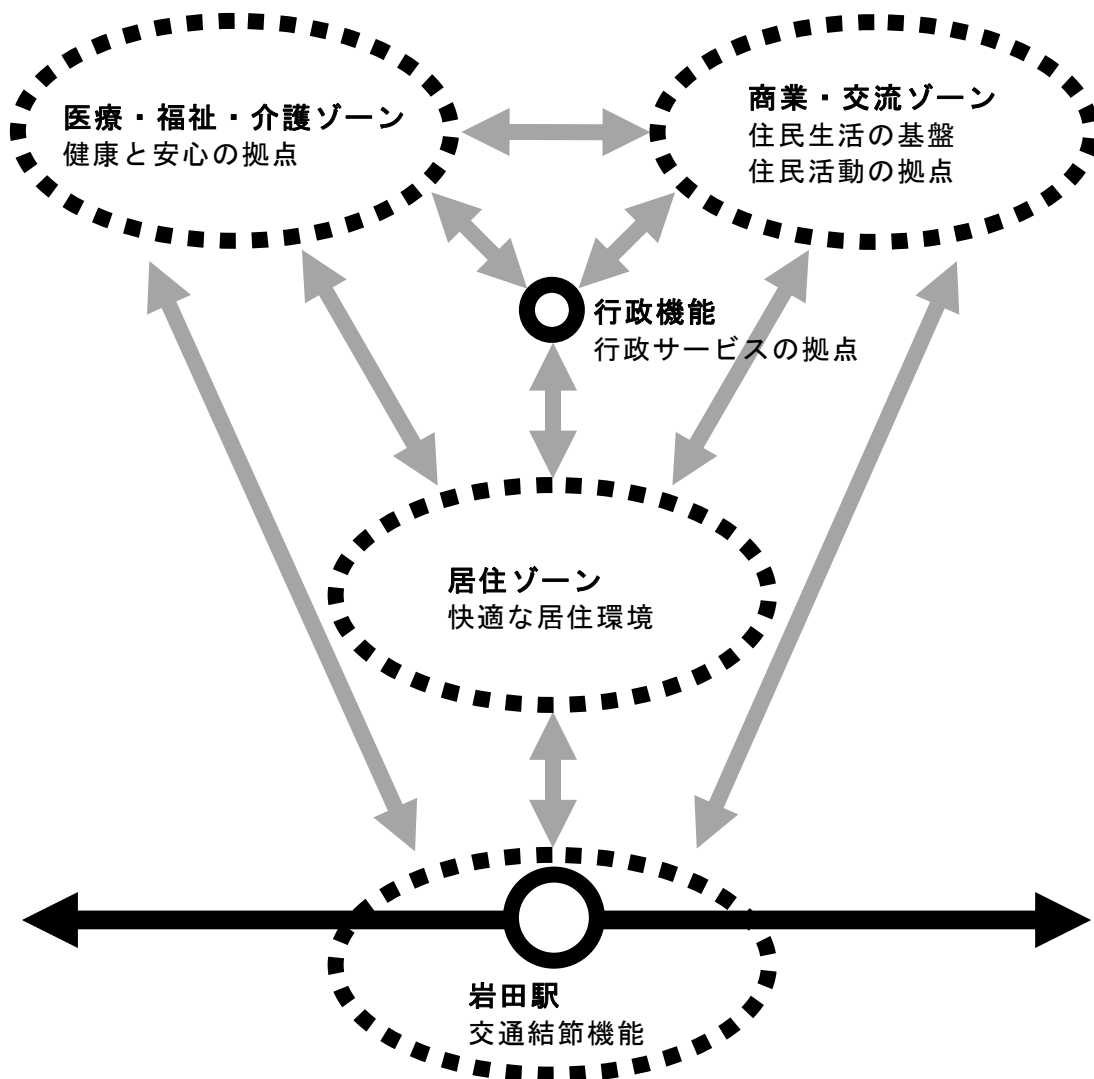
個性きらめく元気な
「賑わい」のまちづくり



4 まちの将来構造イメージ

交通結節機能を有する岩田駅周辺に、快適な居住環境を備えた居住ゾーン、健康と安心を守る医療・福祉・介護ゾーン、住民の生活や各種活動を支える商業・交流ゾーンを配置します。さらに、これらのゾーンと近接する行政機能が有機的に連携することにより、コンパクトな都市拠点地区の形成を目指します。

【まちの将来構造イメージ図】



5 施策の展開

目標 1 誕生と長寿を支える安全・安心な「和み」のまちづくり

①安全な公共空間の創出

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域に住み続けるためには、安全な生活を営むことができる生活基盤を整備することが必要です。

このため、公共的施設のユニバーサルデザインや暗がりの解消を推進するとともに、車歩分離を図るなど、安全な公共空間を創出します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
ユニバーサルデザインの推進	すべての人にやさしい環境づくりのため、歩道等の段差の解消や、公共的施設のスロープの設置などを推進します。	○	◎	◎	○	○
街路灯・防犯灯の設置	薄暮時や夜間における事故、犯罪等の未然防止などのため、危険箇所への街路灯・防犯灯の設置を推進します。	○	◎	○	○	○
車歩分離の推進	交通被害を受けやすい歩行者の安全を確保するため、県道の拡幅に併せて、歩道の整備などによる車歩分離を図ります。		○	◎		○

※実施予定時期の「前期」は概ね5年以内、「後期」は概ね20年以内を表します。

②高齢者に配慮した生活環境の整備

平成23年3月末現在の住民基本台帳における岩田地区の高齢化率は29.8%で、市全体の28.0%を上回る状況にあり、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健やかに生活できる環境を整備することが必要です。

このため、岩田地区に集積する医療・福祉施設などを活用し、高齢者の日常における生活の支援を推進するなど、高齢者に配慮した生活環境を整備します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
大和総合病院の機能強化	住民が安心して生活できる地域医療を維持するとともに、療養病床を中心とした慢性期医療やリハビリ医療などの機能強化を推進します。		◎		病院局	
					○	○
地域包括ケアシステムの構築	岩田地区に集積する医療・福祉施設や、介護や生活支援などに係るサービスを有機的に連動させた地域包括ケアシステムを構築します。	◎	◎	○	福祉保健部 病院局	
					○	○
商品宅配サービスの実施	高齢者等の日常生活を支援するため、食料品をはじめとする商品宅配サービスなどの取組みへの支援を検討します。	◎	○		経済部	
					○	○

③多世代共生社会の構築

次代を担う子どもたちを安心して健やかに生み育てることができる環境を実現するためには、多様な世代間の助けあいにより、地域全体で子育てを支援する風土を築いていくことが必要です。

このため、地域コミュニティの育成や強化に努めるとともに、多世代が交流できる環境づくりを促進するなど、多世代共生社会を構築します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
多世代交流の場づくり	乳幼児から高齢者まで、世代を超えた幅広い地域住民が集い、ふれあい、交流する機会を創出します。	◎	○		市民部 福祉保健部 ほか関係部局 ○	
子どもの遊び場の充実	子どもたちが安心して自由に遊べる公園や広場など、遊び場の環境整備を図ります。	○	◎		福祉保健部 建設部 ○ ○	
コミュニティ活動の拠点機能の充実	地域コミュニティの育成・強化のため、コミュニティ活動の拠点機能を充実するとともに、地域づくりの中核を担うコミュニティ組織づくりを検討します。	◎	◎		市民部 ○	

目標2 暮らしにやさしい便利な「輝き」のまちづくり

①生活利便性の向上

高齢化がより一層進む中、これまで以上に生活者の視点に立った利便性の高い公共サービスを実現していくことが必要です。

このため、利用しやすい公共施設の整備や配置のあり方等について検討を行うとともに、地域公共交通の充実を図るなど、暮らしの利便性を高めます。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
公共施設の再配置	大和支所や大和公民館などの老朽化した公共施設の整備や配置のあり方等について検討します。		◎		政策企画部 総務部 ほか関係部局	○
地域公共交通の充実	市営バスは、公共施設や商業施設、医療機関等の立地などを考慮した運行ルートの見直しを図るとともに、交通弱者の生活交通を確保する新たなサービスの可能性について検討します。	○	◎		経済部	○ ○
駅前の駐車場・駐輪場の整備	駅等の利用者の利便性の向上のため、JR岩田駅前に駐車場や駐輪場の整備を図ります。	○	◎		建設部	○

②快適な生活環境の創出

魅力的で快適なまちを創造するためには、潤いとやすらぎが感じられる良質な都市基盤整備を進めていくことが必要です。

このため、良好な居住環境の形成や通行しやすい県道の整備を促進するとともに、土地区画整理事業の導入を図り、快適な生活環境を創出します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
溝呂井住宅の建替え	良好な居住環境の形成のため、市営溝呂井住宅の非現地建替えを進めます。		◎		建設部	○

県道の拡幅・整備	県道光上関線・光日積線について、拡幅改良と歩道整備を促進します。		○	◎	建設部	
						○
土地区画整理事業の導入	災害に強く良好な居住環境を創出するため、県道の拡幅改良に併せて、道路や宅地を一体的・面的に整備する「土地区画整理事業」について、調査・研究を行います。	◎	◎	○	建設部	
						○ ○

目標3 個性きらめく元気な「賑わい」のまちづくり

①魅力ある都市機能の整備

岩田地区は、大和地域の玄関口として、人を惹きつける魅力や個性を高め、他地域との交流活動をリードしていくことが必要です。

このため、観光案内機能の強化を図るとともに、地域の特色を活かしたまち並みの形成を進めるなど、都市機能の整備充実を図ります。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
観光案内機能の強化	岩田地区を拠点として地域情報の発信や周辺観光ができる環境を整備するため、ボランティアガイドを育成するとともに、観光案内所の設置を検討します。	◎	◎		経済部	
						○ ○
(仮称) 明治維新ロードの形成	伊藤博文公生誕のまちとして、明治維新の時代を彷彿させるまち並みの形成について、県道の拡幅と併せて検討します。	○	○	◎	経済部 建設部	
						○

まちかど緑化活動の促進	四季折々の花を楽しめる環境づくりのため、地域住民の協力を得ながら、まちかど緑化活動の展開を促進します。	◎	○		建設部	
					○	○

②賑わい空間の創出

経営者の高齢化や後継者不足などから空き店舗が増加し、住民生活への影響やまち全体の活気の喪失が懸念される中、地域の力を結集し、活力を再生していくことが必要です。

このため、商業環境を再生する空き店舗の活用や、特色・魅力のある店づくりを促進するなど、活気と賑わいに満ちた空間を創出します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
空き店舗の活用促進	商店街の賑わいと魅力を創出するため、民間活力による空き店舗の活用や定期的なイベントの展開などを促進します。	◎	○		経済部	
					○	○
魅力ある店づくり	地元関係団体等と連携しながら、地域内外からJR岩田駅前エリアへの起業や、特色・魅力のある店づくりを促進します。	◎	○		経済部	
					○	○

③環境共生地域の創造

人々の生活が豊かになった反面、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が増大しており、環境と共生する住民意識の高揚を図ることが必要です。

このため、自然エネルギーの導入を進めるとともに、自然環境と災害対策等の両立を図るなど、環境共生地域を創造します。

【施策・事業例】

区分	内容	事業主体			主な関係部局	
		民間	市	国・県	実施予定時期	
					前期 (5年以内)	後期 (20年以内)
公共施設のエコ化	公共施設の施設整備と併せて、太陽光などの自然エネルギーの導入を推進します。		◎		総務部 環境部 ほか関係部局	
					○	
溝呂井川の改修	自然環境と治水を両立させた河川改修を促進します。		○	◎	建設部	
					○	

第4章 基本方針の推進にあたって

1 地域住民の役割

この基本方針は、地域住民の生活に大きくかかわるものであり、地域住民の協力と参画なくして具現化を果たすことはできません。このため、「共創と協働で育む まちづくり」という本市の基本理念のもと、住民と行政が目的や理念を共有し、責任を分かちあいながら、施策や事業を進めていくことが必要です。

2 国・県や民間活力との連携の強化

基本方針で示した施策・事業例には、国・県の積極的な取り組みや、公共投資と民間活力が一体となった取り組みが不可欠なものも多く含まれています。このため、国・県の支援・協力の促進や、民間活力が参入しやすい環境条件の整備など、国・県や民間活力との連携を強化しながら、施策・事業の推進を図ることが必要です。

3 選択と集中の観点

長期化する不況や政治の変容、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地方自治体財政を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。このため、施策や事業の優先度や必要性、効果を常に検討するなど、選択と集中の観点から施策の重点化を図り、限られた財源の中で計画的な展開を図ることが必要です。

4 基本方針の見直し

基本方針は、20年という長期的な視点に立って本地区の整備に関する総合的な方向性を示したものですが、社会経済情勢など、本市を取り巻く環境が大きく変化した場合は、上位計画や関連計画との整合を図りながら、方針の見直しを検討します。

資料

1 岩田駅周辺整備市民検討会議

基本方針の策定にあたり、平成22年10月、地区住民や公募委員による「岩田駅周辺整備市民検討会議」を設置し、庁内職員で構成する「岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム」との協働によるワークショップ「協働ワーク」を行い、本地区の魅力や問題点、将来の夢や課題、自分自身に取り組めることや住民と行政の協働などについて、意見やアイデアを出し合いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年 10月16日	委嘱状交付、基本方針の考え方、 ワークショップ（協働ワーク） 「地域をもっと知ろう」（タウンウォッチング）
第2回	11月10日	ワークショップ（協働ワーク） 「地域の良いところ、改善すべきところ」
第3回	11月24日	ワークショップ（協働ワーク） 「地域の将来のために」
第4回	平成23年 2月1日	ワークショップ（協働ワーク） 「実現に向けて ～役割分担と自分自身ができること～」
第5回	2月7日	ワークショップ（協働ワーク）成果発表、 「踏み出そう」宣言
第6回	8月30日	協働ワークの成果報告、 東部地域のきらめきワークショップの概要説明
第7回	12月21日	岩田駅周辺地区整備基本方針（案）について
第8回	平成24年 3月21日	岩田駅周辺地区整備基本方針（案）について

岩田駅周辺整備市民検討会議設置要綱

平成22年6月25日

告示第101号

(設置)

第1条 岩田駅周辺整備基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に関し、「共創と協働で育むまちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、岩田駅周辺整備検討ワーキングチームと連携して、現状分析及び課題の抽出並びに将来像及び基本的な考え方のとりまとめを行うため、岩田駅周辺整備市民検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関し、協議し、提言し、及び提案すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本方針の策定に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地元の関係者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 商工業及び観光関連団体関係者
- (5) 公募により選出された者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(設置期間及び任期)

第4条 検討会議の設置期間は、基本方針の策定が完了するまでとする。

2 委員の任期は、検討会議の設置期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

2 検討会議の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理

する。

- 4 検討会議の会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議は、特定の事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策企画部企画広報課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年6月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の検討会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

岩田駅周辺整備市民検討会議委員

(任期：平成22年10月16日～平成24年3月31日)

氏名	所属等	備考
堅多 敦之	大和公民館総務部長	副会長
岩竹 辰雄	下大塚自治会	
吉田 福美	上大塚自治会	任期：H22.10.16～H23.3.31
藤井 明		任期：H23.4.1～H23.9.30
原田 正二		任期：H23.10.1～H24.3.31
弘中 信夫	小池東自治会	
志間 和宏	小池西自治会	
寺崎 益朗	大和商工会会長	会長
轟 紀子	大和商工会女性部長	
竹内 一	岩田地区老人クラブ連合会会長	
佐々木 博江	岩田地区子ども会育成連絡協議会副会長	
姫野 志津子	大和中学校PTA副会長	
関永 博美	やまと苑指定居宅介護支援事業所介護支援専門員	
田中 美幸	青少年育成アドバイザー	
竹内 亮子	光市連合婦人会	
日野 快道	光市社会福祉協議会	
国司 勝典	公募	
杉尾 啓	〃	
城 彦二郎	〃	
田沼 一彦	〃	

(所属等は委嘱時)

2 岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム

基本方針の策定にあたり、平成21年8月、市内の若手職員を中心に構成した「岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム」を設置し、基本方針のたたき台となる検討資料を取りまとめました。また、地区住民や公募委員による「岩田駅周辺整備市民検討会議」との協働によるワークショップ「協働ワーク」で、意見やアイデアを出し合いました。

岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム設置要綱

平成21年8月25日

訓令第35号

(設置)

第1条 岩田駅周辺整備基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に関し、若手職員を中心とした職員の柔軟で自由闊達な発想により将来に夢や希望が持てる施策等の検討・立案を図るため、光市プロジェクトチーム設置規程（平成16年光市訓令第1号）に基づき岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(職務)

第2条 チームの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関し、協議し、提言し、及び提案すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本方針の策定に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 チームは、20人以内の職員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 メンバーは、市長が任命する。

3 チームにチーフ及びサブチーフ各1人を置き、チーフは、チームの会務を総括し、サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間及び任期)

第4条 チームの設置期間は、基本方針の策定が完了するまでとする。

2 メンバーの任期は、チームの設置期間とする。

(会議)

第5条 チームの会議(以下「会議」という。)は、政策企画部長の求めに応じてチーフが招集する。

2 会議の議長は、チーフをもって充てる。

3 会議には、メンバーのほか必要に応じてチーフが認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 チームは、特定の事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、政策企画部企画広報課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年8月25日から施行する。

岩田駅周辺整備検討ワーキングチーム

(任期：平成21年8月28日～平成24年3月31日)

氏名	所属	備考
山岡 幸治	政策企画部財政課	
海老本 卓也	総務部総務課	
植本 一彦	総務部人事課	任期：H22. 5. 25～H24. 3. 31
戸島 和政	市民部税務課	
久山 亜紀子	市民部地域づくり推進課	
山田 正治	大和支所住民福祉課	チーフ
梅本 修	環境部環境事業課	
森田 正章	環境部下水道課	サブチーフ
安池 まさみ	福祉保健部社会福祉課	
坪根 学	福祉保健部介護保険課	
佐々木 孝高	福祉保健部子ども家庭課	任期：H22. 5. 25～H24. 3. 31
影土井 圭子	福祉保健部健康増進課	
西村 猛	経済部農業耕地課	
山根 猛寿	経済部商工観光課	
國弘 栄司	建設部土木課	
堀尾 聡	建設部建築住宅課	
松並 宏昌	建設部都市整備課	任期：H21. 8. 28～H22. 3. 31
小山 昌義	教育委員会生涯学習課	
山本 智恵美	大和総合病院業務課	

(所属は任命時)

岩田駅周辺地区整備基本方針

作成 岩田駅周辺整備市民検討会議・光市政策企画部企画広報課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話 0833(72)1400(代表)

FAX 0833(72)1436

E-mail kikaku@city.hikari.lg.jp